

横浜市立豊岡小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成30年2月27日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

(2) 豊岡小学校いじめ基本方針の目的

豊岡小学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものです。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

いじめは、鶴見中学校ブロック教育目標「自分のよさに気付き、愛するまちや人とともに、自らの生き方をきり拓いていく児童生徒を育てます。」や、本校教育目標「学び合い 高め合い まちとともに明日を拓く豊岡っ子」の実現を阻害するだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものと考えます。そこで、国の基本方針および横浜市いじめ防止基本方針にのっとり、本校では、いじめはどの集団にも、どの子どもにも起こる可能性があるもっとも身近で深刻な人権侵害であることを念頭におき、①いじめの未然防止、②早期発見・早期対応、③適切な対処・措置の3つの視点から具体的な取組を推進していきます。

① いじめの未然防止

創立以来培われた学校風土、地域との関係を大切にします。自己有用感の醸成を大切にした学級経営や授業改善を行い、学校生活全体を通して安心できる人間関係の確立を目指します。また、子ども自らにいじめについて考えさせ、いじめをしない、させない、ゆるさない子ども社会の実現に努めます。

② いじめの早期発見・早期対応

校長のリーダーシップのもと、児童支援専任を中心として、いじめをさせない、見逃さない、ゆるさない体制を組織的に作ります。全職員でいじめ防止に努めるとともに人権意識を高めます。また、様々な機会を活用し、児童・保護者とのよりよい信頼関係づくり、連携した対応に努めます。関係機関との定期的な連絡を含め、情報交換や支援要請を積極的に行います。

③ いじめに対する適切な対応・措置

いじめが発生した場合は全職員で組織的に対応していきます。また、該当児童や保護者の方との信頼関係の確立に努めていきます。さらに必要に応じて外部の関連機関との連携を図っていきます。

2 いじめ防止対策委員会の設置・役割

(1) 設置

いじめ防止基本方針の目的を達成するために「いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と、関係機関との連携を図ります。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を求めます。

(2) 構成

「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者としします。学校長、副校長、養護教諭、児童支援専任、特別支援教育コーディネーター、学年主任。いじめの疑いがあると認められる場合は、関係児童の担任や校長は、必要に応じて、関係機関の職員、心理や福祉等の専門家の参加を要請します。

(3) 対策委員会の運営

対策委員会は、月に1回以上、定期的で開催します。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに対策委員会を開催します。対策委員会では、校長等の責任者が、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、管理を行います。

(4) 活動内容

*未然防止

- いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- 対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者・地域に周知。

*早期発見・事案対処

- いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担を行う。
- 重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。

*研修の実施

- いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。

*取り組みの検証

- 学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組・事案対処

(1) いじめ防止への取組

- ・教科・領域の学習の中でも豊かな心を育成するために授業改善に努めます。
- ・体験学習や学校生活全体を通しての思いやりの心、自己有用感を育てます。
- ・人権月間の取組や人権についての話を聞く活動、道徳の学習を通して自分を振り返る力を高めます。
- ・日頃の観察を中心に児童の実態を把握し、それを活かしていくように努めます。
- ・教職員の児童理解研修や人権研修を行い、教師力を高めます。

(2) いじめの早期発見

児童支援専任を核として、職員がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、積極的に認知します。生活アンケート（7月・12月）や保護者面談（7月・12月）の中でも、いじめに対する情報収集を行います。情報は複数職員で共有し、対応事案については定例の「いじめ防止対策委員会」に報告します。職員は児童理解に努めるとともに、児童・保護者との良好な関係づくりにも努め、相談しやすい環境をつくります。また、児童支援専任・特別支援コーディネーター・学校カウンセラー等の教育相談を充実させます。

(3) いじめに対する措置

日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめを認知した場合は、児童支援専任を核として複数の職員で対応します。児童指導が難しいと予想される場合、また、加害・被害の状況上、配慮が必要となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が核となり、迅速かつ組織的に対応します。被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援は適切かつ継続的に行います。いじめの認知時に重大な状況、または、犯罪性が予想される場合やそれらが認められる場合は、警察や関連機関への相談・支援要請等を行います。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは少なくとも2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

この状態に至るまで、対策委員会の情報共有、全職員の見守り、児童や保護者との信頼関係の確立等に留意しながら指導を継続して行っていきます。

(5) 研修

児童理解研修やいじめ防止・対応に向けた研修等、年間計画をもとに校内研修を実施します。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加します。

○年間計画

| 月 | 内容 |
|-----|--|
| 4月 | 年間計画作成 申し送りの確認 児童の実態把握 児童指導部からの確認（学習マナー・生活マナー） 学校カウンセラーの紹介 |
| 5月 | 児童の実態把握 家庭訪問 児童理解研修 |
| 6月 | 児童の実態把握 情報モラル指導 |
| 7月 | 児童の実態把握 保護者面談 児童への生活アンケートの実施 地区懇談会（中学校ブロック） |
| 8月 | 危機管理研修 児童理解研修 |
| 9月 | 児童の実態把握 |
| 10月 | 児童の実態把握 |
| 11月 | 児童の実態把握 いじめアンケートの実施 人権週間取組（～12月） |
| 12月 | 児童の実態把握 保護者面談 児童への生活アンケートの実施 保護者へのアンケートの実施 |
| 1月 | 児童の実態把握 いじめ問題にかかわる点検 職員へのアンケート |
| 2月 | 児童の実態把握 アンケートをもとに学校評価の作成 |
| 3月 | 児童の実態把握 申し送りの作成 取組の振り返り |

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。

② 重大事態への報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに横浜市教育委員会に報告します。また、調査において明らかになった事実についても同教育委員会に報告します。

③ 児童・保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じていきます。